

業績目標 1-3-3: 不服申立てへの取組

〔 不服申立てに適正・迅速に対応し、納税者の正当な権利利益の救済を図ります。 〕

<b>上記目標の概要</b>	<p>国税における不服申立制度は、簡易迅速な手続により納税者の正当な権利利益の救済を図るとともに、行政の適正な運営を確保することを目的とするものであり、税務行政の適正な執行を担保する上で重要な役割を果たしています。納税者の理解と信頼を得るよう、不服申立ての適正かつ迅速な処理を目指すとともに、より利用しやすい環境の整備を図ります。また、行政不服審査法の抜本的な改正に伴い、国税に関する不服申立制度についても見直しが行われ、平成28年4月1日から改正国税通則法が施行されたことから、新たな不服申立制度の定着に向けて適切に取り組めます。</p> <p><b>(上記目標を達成するための施策)</b></p> <p>業1-3-3-1：不服申立ての適正・迅速な処理 業1-3-3-2：裁決事例の公表の充実 業1-3-3-3：改正不服申立制度の定着に向けた取組</p>
----------------	---

業績目標1-3-3についての評価結果	
業績目標についての評定	S 目標達成
<b>評定の理由</b>	全ての施策の評定が「s 目標達成」であったことから、「S 目標達成」としました。 なお、各施策の評定の詳細については、後述のとおりです。
<b>分析</b>	<p><b>(必要性・有効性・効率性等)</b></p> <p>簡易迅速な手続により納税者の正当な権利利益の救済を図ることは、税務行政の適正な執行を担保する上で重要かつ必要な取組です。</p> <p>(中略)</p> <p>審査請求については、審査請求人と処分を行った税務署長等の双方から事実関係や主張を聴き、争点の確認表を作成・交付するなど、国税審判官等が審理の手続や審理状況の透明性に配慮するとともに、適切な進行管理を行ったことにより、適正・迅速に処理しました。</p> <p>また、裁決事例のホームページへの公表に当たっては、公表事例がより有用なものとなるよう、裁決事例ごとに過去の参考判例を付記するなどした上で新たに54事例を公表し、その充実を図りました。</p>

<b>施策</b>	<b>業1-3-3-1：不服申立ての適正・迅速な処理</b>																											
<b>測定指標（定量的な指標）</b>	[主要] 業1-3-3-1-A-1 「再調査の請求」の3か月以内の処理件数割合 （省略）																											
	[主要] 業1-3-3-1-A-2 「審査請求」の1年以内の処理件数割合 （単位：％）	<table border="1"> <thead> <tr> <th>会計年度</th> <th>平成24年度</th> <th>25年度</th> <th>26年度</th> <th>27年度</th> <th>28年度</th> <th>達成度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目標値</td> <td>95</td> <td>95</td> <td>95</td> <td>95</td> <td>95</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td>実績値</td> <td>96.2</td> <td>96.2</td> <td>92.2</td> <td>92.4</td> <td>98.3</td> </tr> </tbody> </table>	会計年度	平成24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	達成度	目標値	95	95	95	95	95	○	実績値	96.2	96.2	92.2	92.4	98.3						
	会計年度	平成24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	達成度																					
目標値	95	95	95	95	95	○																						
実績値	96.2	96.2	92.2	92.4	98.3																							
（出所）国税不服審判所調  （目標値の設定の根拠） 納税者の正当な権利利益の救済を図るため、審査請求に関する処理が迅速に行われているかを測定する指標として設定しています。目標値は、適正な事務処理水準を維持する観点から、平成27年度の目標値を引き続き設定し95%としています。  （目標の達成度の判定理由） 国税不服審判所における審査請求の処理に当たっては、適正さを担保するために、審査請求人に「審査請求よくある質問」（パンフレット）などを用いて審理の手続を説明し、審査請求人と処分を行った税務署長等の双方の主張を十分に聴いた上で争点の確認表を作成・交付するなど、審理の手続や審理状況の透明性に十分配慮しました。 また、納税者の正当な権利利益の救済を迅速に図ることも制度の目的の一つであることから、国税不服審判所では審査請求の1年以内の処理件数割合を測定指標とし、これまでの実績値を踏まえて95%を目標として取り組みました。 平成28年度においては、進行管理を徹底し、前年度から繰り越された1,407件と新たに審査請求のあった2,488件のうち、1,959件を処理しました。そのうち1,926件が審査請求から1年以内に処理したもので審査請求の1年以内の処理件数割合は98.3%となり、実績値が目標値を上回ったことから、達成度は「○」としました。 経済取引の広域化・国際化を背景とする事件などは、関連する者が多数に上ることから取引の内容や流れが複雑で、これらに係る追加的主張やその主張を根拠付ける証拠が複数回にわたって提出されるなど、争点整理や事実の確認に長時間を要して裁決までに1年を超える場合がありますが、引き続き、適時・的確な争点整理及び証拠収集や適切な進行管理を行うなどして、適正かつ迅速な処理に努めることとしています。 なお、国税不服審判所においては、弁護士等の民間専門家の高度な専門知識や実務経験を生かすことにより事件の中立性・公正性を一層高めるため、事件を担当する国税審判官の半数程度を任期付審判官として外部登用しており、平成28年度においては民間専門家を17名採用しています。																												
<b>施策についての評定</b>	s 目標達成																											
<b>評定の理由</b>	全ての測定指標が「○」であったことから、「s 目標達成」としました。																											

業1-3-3-1に係る参考情報

参考指標 1：再調査の請求の状況  
(省略)

参考指標 2：審査請求の状況 (単位：件、%)

会計年度	平成24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
期首繰越件数	2,808	2,788	2,570	1,620	1,407
請求件数	3,598	2,855	2,030	2,098	2,488
処理件数	3,618	3,073	2,980	2,311	1,959
請求認容件数	451	236	239	184	241
請求認容割合	12.5	7.7	8.0	8.0	12.3
期末繰越件数	2,788	2,570	1,620	1,407	1,936

(出所) 国税不服審判所調

(注) 「請求認容件数」は、「処理件数」のうち審査請求人の主張が何らかの形で受け入れられたものの件数です。

参考指標 3：訴訟の状況 (単位：件、%)

会計年度	平成24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
期首係属件数	380	337	299	256	225
発生件数	340	290	237	231	230
終結件数	383	328	280	262	245
原告勝訴件数	24	24	19	22	11
原告勝訴割合	6.3	7.3	6.8	8.4	4.5
期末係属件数	337	299	256	225	210

(出所) 課税部審理室、徴収部徴収課、国税不服審判所調

(注) 「原告勝訴件数」は、「終結件数」のうち原告(納税者)の主張が何らかの形で受け入れられたものの件数です。

施策	業1-3-3-2：裁決事例の公表の充実			
測定指標 (定性的な指標)	[主要] 業1-3-3-2-B-1 裁決事例の公表の充実	目標	有用性等のある裁決事例について、参考判例を付記するなどした上、引き続き、国税不服審判所ホームページに掲載し公表します。	達成度
		実績	参考判例を付記するなどした上で新たに54事例を国税不服審判所のホームページに掲載して公表し、裁決事例の充実を図りました。	○
	<p>(目標の設定の根拠)</p> <p>有用性等のある裁決事例について、参考判例を付記するなどして公表することは、納税者の正当な権利利益の救済を図るとともに、税務行政の適正な運営の確保に資することとなるためです。</p> <p>(目標の達成度の判定理由)</p> <p>上記実績のとおり、平成28事務年度においては、平成27事務年度に引き続き四半期ごとに裁決事例の公表を行い、新たに54事例を国税不服審判所のホームページ (<a href="http://www.kfs.go.jp">http://www.kfs.go.jp</a>) に掲載して公表しました。ホームページにおいては、平成4年から28年までにされた裁決の中から1,682事例を掲載しています。</p> <p>また、裁決事例の公表に当たっては、引き続き裁決事例ごとに参考判例を付記することなどにより、公表事例がより有用なものとなるよう、その充実に努めました。</p> <p>このように、裁決事例の公表の充実に積極的に取り組んだことから、達成度は「○」としました。</p>			
施策についての評定	s 目標達成			
評定の理由	測定指標が「○」であったことから、「s 目標達成」としました。			

業1-3-3-2に係る参考情報

参考指標 1：国税不服審判所ホームページへのアクセス件数 (単位：千件)

会計年度	平成24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
アクセス件数	1,349	1,473	1,277	1,334	1,510

(出所) 国税不服審判所調

(注) 国税不服審判所ホームページには、公表裁決事例のほか、裁決要旨(平成8年7月以降のもの)、国税不服審判所の概要や国税の不服申立制度について掲載しています。

<b>施策</b>	<b>業1-3-3-3：改正不服申立制度の定着に向けた取組</b>			
<b>測定指標 (定性的な指標)</b>	<b>[主要]</b> 業1-3-3-3-B-1 改正不服申立制度の定着 に向けた取組	<b>目標</b>	改正不服申立制度の定着に向けて、制度の広報に取り組みるとともに、不服申立人に対して改正後の手続を適切かつ丁寧に説明します。	<b>達成度</b>
	<b>実績</b>	税理士会等の民間団体の研修会等へ講師を派遣するなど、改正後の制度内容の広報に努めるとともに、不服申立人に対しては、パンフレット等を用いて改正後の手続を適切かつ丁寧に説明し、改正不服申立制度の定着に向けて取り組みました。	○	
<p>(目標の設定の根拠)</p> <p>不服申立制度の改正の趣旨が、公正性・使いやすさの向上にあることを踏まえ、制度の広報や各種手続の説明を通じて、改正不服申立制度を定着させることは、納税者の正当な権利利益の救済を図る上で重要であるためです。</p> <p>(目標の達成度の判定理由)</p> <p>上記実績のとおり、改正後の制度内容の広報に努めるとともに、不服申立人に対して改正後の手続を適切かつ丁寧に説明し、改正不服申立制度の定着に向けて取り組んだことから、達成度は「○」としました。</p>				
<b>施策についての評価</b>	<b>s 目標達成</b>			
<b>評価の理由</b>	測定指標が「○」であったことから、「s 目標達成」としました。			